

『平成28年度中小工務店向けの 適合性評価申請に対する支援事業』のご案内

国土交通省の平成28年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業の一環として、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する「平成28年度中小工務店向けの講習会及び適合性評価申請に対する支援事業」の補助を受けて、当機関が中小工務店に対して審査料金の一部を減免します。

◆減免対象となる工務店の要件

年間の新築住宅供給戸数（過去3カ年の平均）が20戸以下の中小工務店を対象とします。

◆減免対象となる申請種別

※以下いずれかの申請において省エネルギー性能に係る基準を評価する物件に限る。

- ・設計住宅性能評価（断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4以上）
- ・低炭素建築物の技術的審査
- ・長期優良住宅の技術的審査
- ・【フラット35】S（省エネルギー性）
- ・性能向上計画認定の技術的審査
- ・認定表示制度の技術的審査

◆減免金額

1物件につき、20,000円を上限とします。

◆対象期間

平成28年11月7日から平成29年1月16日までに申請受理し、平成29年1月31日までに評価書等の発行が完了したものが対象となります。
※本事業の補助金額が予定額に達した場合は、途中で減免を終了します。

◆減免に必要な書類

申請料金の減免をうけるには以下の書類の提出が必要となります。

①『中小工務店向け支援事業に係る審査申込書』※弊社ホームページからダウンロードいただけます。
※各物件の申請時に申請図書へ添付してください。

②『施工実績等報告』※弊社営業担当者から書類をお渡しのうえ、回収させていただきます。
※評価書等が発行された減免対象物件一覧と過去3カ年の施工実績報告を月毎の期日までに提出いただきます。提出が遅れた場合は減免を受けられません。
平成28年11月に評価書等が発行された物件・・・12月7日（水）まで
平成28年12月に評価書等が発行された物件・・・1月10日（火）まで
平成29年1月に評価書等が発行された物件・・・2月7日（火）まで

【お問合せ先】

- 株式会社日本住宅保証検査機構 住宅評価部 性能評価センター（TEL：03-6861-9214）
〒136-0071 東京都江東区亀戸1-14-4 第二萬富ビル5F
- 株式会社日本住宅保証検査機構 東北支店 東日本性能評価センター（TEL：022-215-2356）
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29 仙台北町ホンマビルディング3F
- 株式会社日本住宅保証検査機構 中部支店 中部性能評価センター（TEL：052-218-6214）
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-20-25丸の内STビル9F
- 株式会社日本住宅保証検査機構 大阪支店 関西性能評価センター（TEL：06-7711-0002）
〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-10-8パシフィックマークス肥後橋6F